

# 鳥取県公報

本書ノ大キサハ横ノ規格Aニ準ル

昭和二十六年十一月二十四日  
号 外 土曜日

◇規則 生活保護法施行細則

## 規則

生活保護法施行細則をここに公布する。

昭和二十六年十一月二十四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取県規則第七十八号

生活保護法施行細則

(用語)

第一條 この規則において、法とは生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）を、政令とは生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）を、省令とは生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一

号）をいう。

(委任)

第二條 法第十九條第四項の規定により、法第二十四條から第二十八條まで、第三十條から第三十七條まで、第四十八條第四項、第六十二條、第六十三條、第六十四條第二項、第七十六條、第七十七條及び第八十條並びに第八十一條に規定する知事の決定及び実施に関する権限は、次の区分に掲げる地域につきそれぞれ当該各号に定める地方事務所長にこれを委任する。

- 一、岩美地方事務所管内 岩美地方事務所長
  - 二、八頭地方事務所管内 八頭地方事務所長
  - 三、気高地方事務所管内 気高地方事務所長
  - 四、東伯地方事務所管内 東伯地方事務所長
- (但し東伯郡倉吉町の地域を除く)

- 五、西伯地方事務所管内 西伯地方事務所長
- 六、日野地方事務所管内 日野地方事務所長

(備付書類)

第三條 地方事務所長は、被保護者につき、次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。

- 一、保護台帳(様式第一号)
  - 二、最低生活費認定表(様式第二号)
  - 三、収入認定表(様式第三号)
  - 四、保護決定調書(様式第四号)
  - 五、保護世帯指導票(様式第五号)
  - 六、給付状況明細書(様式第六号)
- 2、地方事務所長は次に掲げる書類を作成し、常にその記載事項について整理しておかなければならない。
- 一、受付面接記録簿(様式第七号)
  - 二、保護申請受理簿(様式第八号)
  - 三、保護世帯索引簿(様式第九号)
  - 四、初診券交付処理簿(様式第十号)

- 五、医療券交付処理簿(様式第十一号)
- 六、助産券交付処理簿(様式第十二号)
- 七、薬剤券交付処理簿(様式第十三号)

(通知)

第四條 法第十九條第二項の規定によつて要保護者の現在地の地方事務所長が保護を実施したときは、前條第一項第一号乃至第四号及び第六條に規定する書類の写を添付して、すみやかに、この旨当該被保護者の居住地の福祉事務所長又は地方事務所長に通知しなければならない。

2、被保護者がその居住地を他の福祉事務所長又は地方事務所長の所管区域内に移転したときは、旧居住地の地方事務所長はすみやかに、必要な決定を行い、前項の例によつて新居住地の福祉事務所長又は地方事務所長に通知し、保護を引き継がなければならない。

(保護(変更)申請書)

第五條 省令第二條第一項の書面は、様式第十四号、同條第二項の書面は、様式第十五号による。

2、前項の書面には次に掲げる書類のうち、地方事務所長が必要と認めるものを添付するものとする。

- 一、在職及び給与証明書(様式第十六号)
- 二、求職日備証明書(様式第十七号)
- 三、生業計画書(様式第十八号)

(決定通知書)

第六條 法第二十四條第一項及び第五項、第二十五條第二項による開始及び変更の決定通知は様式第十九号により、法第二十四條第一項及び第五項法第二十六條第一項の停止、廃止、並びに却下の決定通知は様式第二十号による。

(調査依頼書)

第七條 法第二十九條の規定による調査の囑託及び報告の要求は様式第二十一号の調査依頼書による。

(收容委託書)

第八條 法第三十條第一項の規定により被保護者を保護施設に收容し、又は保護施設若しくは私人の家庭に收容を委託するときは、その施設の長又は私人に対して

様式第二十二号の收容委託書を交付しなければならない。

(保護金品支給通知書)

第九條 地方事務所長が被保護者等に対して保護金品を交付するときは、あらかじめ様式第二十三号による保護金品支給通知書を発行しなければならない。但し被保護者に急迫した事情がある場合は、この限りでない。

(初診券)

第十條 地方事務所長は医療扶助の申請があつたときは医療扶助を必要とする者があると認めるときは、様式第二十四号の初診券を交付するものとする。

(医療券等)

第十一條 医療扶助又は出産扶助の現物給付は様式第二十五号、様式第二十六号及び様式第二十七号の医療券、助産券、又は薬剤券をそれぞれ交付して行うものとする。

(町村長の行う事務)

第十二條 福祉事務所を設置しない町村の長(以下「町

00123

村長」という。)が法第二十四條第六項の規定により保護に関する参考となるべき事項を記載する書面は様式第二十八号によらなければならない。

2、町村長は、その管内にある被保護者につき様式第二十九号の被保護世帯名簿を作成し且つ整理しておかなければならない。

3、町村長は第三條、第二項第一号及び第四号の書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない。

4、町村長は、その管内にある被保護者につき、その状況の変動を認めた場合には、すみやかに様式第三十号の被保護者状況変動報告書を所管の地方事務所長に提出しなければならない。

5、町村長が被保護者等より保護費の受領につき委任を受け、地方事務所より保護費の交付を受けたときは町村長は第九條の規定により被保護者等に到達された保護金品支給通知書と引き換えに指定された交付日に確實に、これを支給し、交付日から七日以内に様式第三

十一号による保護費支給状況報告書に保護金品支給通知書を添付して地方事務所長に提出しなければならない。

(保護施設設置認可申請書)

第十三條 省令第五條第一項の規定による申請書は様式第三十二号の保護施設設置認可申請書によらなければならない。

2、法第四十一條第二項の規定による申請書は前項の様式によらなければならない。

(保護施設変更届書等)

第十四條 市町村は、その設置した保護施設について法第四十一條第二項第一号又は第四号から第八号までに掲げる事項に該当する事項を変更したときは、様式第三十三号の保護施設変更届書により、その旨を、すみやかに知事に届けなければならない。

2、法第四十一條第五項の規定による申請は、様式第三十四号の保護施設変更認可申請書によらなければならない。

00124

(保護施設事業開始届書等)

第十五條 保護施設が事業を開始したときは、当該施設の管理者は様式第三十五号の保護施設事業開始届書により、その旨をすみやかに知事に届けなければならない。

2、前項の保護施設事業開始届書には様式第三十六号の收容者及び利用者状況調査書、様式第三十七号の保護施設台帳及び法第四十六條の規定による管理規程を添付しなければならない。

(保護施設業務報告)

第十六條 保護施設の管理者は、次に掲げる書類をそれぞれ当該各号に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 一、前月分保護実施状況報告(様式第三十八号)毎月七日
- 二、翌年度予算書 二月十日

(改善命令等による措置結果報告書)

第十七條 市町村又は社会福祉法人は、法第四十五條第

一項又は第二項の規定によつて保護施設の設備若しくは運営の改善、その事業の停止若しくは保護施設の廃止を命ぜられ、又は保護施設の設置の認可を取り消されたときは、これに基いてとつた措置について様式第三十九号の措置結果報告書を、その処分を受けた日から三十日以内に知事に提出しなければならない。

(收容被保護者状況変更届書)

第十八條 法第四十八條第四項の規定による届け出は、様式第四十号の收容被保護者状況変更届書によらなければならない。

(保護施設休止報告書等)

第十九條 省令第七條及び第八條の規定による保護施設廃止(事業縮小、休止)報告書又は通知書は様式第四十一号により、その廃止(事業縮小、休止)後三十日以内に、知事又は市町村長に提出しなければならない。

2、法第四十二條の規定による認可の申請は、様式第四十二号の保護施設休止(廃止)認可申請書によらなければならない。

00125

(医療機関等の指定申請書)

第二十條 省令第十條第一項の規定による申請書は、様式第四十三号によらなければならない。

(不服申立書)

第二十一條 政令第三條の不服申立書は様式第四十四号によらなければならない。

(保護費支弁計画書)

第二十二條 福祉事務所を管理する市町村長(以下「市町村長」という。)は各年度毎に様式第四十五号による生活保護費支弁計画書を二部作成し、当該計画に関する市町村の歳入歳出予算抄本又は歳入歳出予算案を添付して、前年度の二月十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(保護費負担金概算交付請求書)

第二十三條 市町村長は、各年度の各四半期毎に、様式第四十六号の生活保護費国庫負担金概算交付請求書を二部作成し、毎四半期の始期の前々月末(第一、四半期分については、二月十日とする)までに、これを知

事に提出しなければならない。

(設備費交付申請書)

第二十四條 市町村又は社会福祉法人が保護施設の設備費に関する国又は県の負担金(補助金)の交付を受けようとするときは、様式第四十七号による当該計画に関する、歳入歳出予算抄本又は歳入歳出予算案を添付して交付を受けようとする年の四月五日までに負担金(補助金)の交付申請書を知事に提出しなければならない。

(繰替支弁)

第二十五條 保護施設、指定医療機関、その他これらに準ずる施設が法第七十二條第一項に規定する厚生大臣の指定をうけようとするときは、様式第四十八号の繰替支弁施設指定申請書を知事に提出しなければならない。  
2、市町村は法第七十二條の規定による繰替支弁をしたときは、支出した翌月末までに様式第四十九号の生活保護費繰替支弁金計算書及び支出に関する証ひ、よう書類の写を添付して当該市町村又は福祉事務所若しくは

00126

地方事務所はその費用の弁償を請求しなければならない。

3、市町村又は福祉事務所若しくは地方事務所は、前項の規定による弁償の請求を受けたときは、その請求を受けた日から三十日以内に、これを弁償しなければならない。

(県の負担)

第二十六條 市町村は、生活保護法第七十三條第一項第一号及び第二号の規定による保護費、保護施設事務費及び委託事務費を支弁したときは、様式第五十号による保護費県費負担金交付申請書及び様式第五十一号による保護施設事務費、委託事務費県費負担金交付申請書を作成し、当該保護者に関する第三條第一項第一号乃至第四号に規定する書類の写を添付し各四半期分についてその四半期終期の翌月十日までに知事に提出しなければならない。

(保護費負担金精算書)

第二十七條 市町村長は、様式第五十二号の生活保護費

負担金精算書二部を作成し、当該会計年度の市町村歳入歳出決算抄本及び様式第五十三号の算出調査書二部を添付して翌年の六月十日までに知事に提出しなければならない。

(保護施設事務費精算書)

第二十八條 保護施設の管理者は、様式第五十四号の保護施設事務費精算書二部を作成し、様式第五十五号の事業実施調査書、様式第五十六号の事務費支出調査書及び前年度の歳入歳出決算書抄本を添付して翌年の六月十日までに、これを知事に提出しなければならない。

(保護施設設備費補助金精算書)

第二十九條 市町村又は社会福祉法人は、保護施設設備費に関する負担金(補助金)交付の指令を受けた施設がその設備を完了したときは様式第五十七号の保護施設設備費補助金精算書二部を作成し、工事に関する証ひ、よう書類の写を添付して、その設備が完了した日から三十日以内にこれを知事に提出しなければならない。

(納付書)

第三十條 省令第二十三條の規定によつて納付義務者に送達する書面は、様式第五十八号の納付通知書によらなければならない。

(経理状況調)

第三十一條 市町村長は毎月様式第五十九号の生活保護費経理状況調を作成し翌月十五日までにこれを知事に提出しなければならない。

(市、町、村長等への準用)

第三十二條 第三條、第四條、第五條第二項、第九條及び第十條の規定は、市、町、村長及び法第十九條第四項の規定によつて市町村長から事務の委任をうけた市町村の福祉事務所長について、第二十二條、第二十三條、第二十七條、第三十條の規定は地方事務所長によつて、第二十五條第二項の規定は地方事務所並びに町村によつて準用する。

(經由)

第三十三條 法第十九條第四項の規定によつて市町村長から事務の委任を受けた市町村の福祉事務所長が法又

はこれに基く命令等により知事又は厚生大臣へ提出すべき書類は、その市町村長及びこれを統轄する知事を經由しなければならない。

2 社会福祉法人が設置する保護施設についてその設置者又はその施設の長が法又はこれに基く命令等により、厚生大臣へ提出すべき書類は、知事を經由しなければならない。

(認可)

第三十四條 地方事務所長又は市町村長は、事務の状況により必要があるときは、あらかじめ知事の認可を受けてこの規則に定める様式と異なるものを用いることができる。

附 則

(施行期日)

1、この規則は、公布の日から施行し昭和二十六年十月一日から適用する。

(生活保護法施行細則の廃止)

2、生活保護法施行細則(昭和二十五年鳥取県規則第七十三号)は廃止する。

様式第1号

(表) 保護台帳

世帯番号	世帯主氏名 ふりがな	開始原因	開始年月日	停止原因	停止年月日
申請受理	昭和年月日	決定	昭和年月日	開始年月日	昭和年月日
既に申請した保護について	却下	昭和年月日	開始年月日	停止年月日	昭和年月日
居住地及び居住の始期	年月日より				
前住地					
本籍地					
世帯構成員	保護種別	続柄	性別	生年月日	学歴
1		世帯主	男女	年月日	
2			男女	年月日	
9			男女	年月日	
氏名(再掲)	職	業	現職	摘	要
	特殊技能				
社会歴					

様式第2号

最低生活費認定表

世帯番号										町村									
生活費										その他の費用									
世帯員名	第一類		特別の場合の加算額	特別の準月額	基準設定額	人工養費	教育費			その他			住宅費						
	年齢	性別					標準額	教育費	その他	教育費	その他	住宅費							
1	才年	男女	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円						
2	才年	男女																	
10	才年	男女																	
計			(イ) 円	(ロ) 円	(ハ) 円	(ニ) 円	(ホ) 円	(ヘ) 円	(ト) 円	(チ) 円	(リ) 円	(ル) 円							
第二類										費目金額									
費目		基準額	認定額	自給等による控除額			主食			金額			円						
家具什器		円	円				副食												
水道料							調味料												
電灯料							入浴												
薪炭費							理髪												
マッチ																			
雑費																			
計			(イ) 円																
第一類認定額		(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)	(ホ)	(ヘ)	(ト)	教育費(オ)			住宅費			合計				
		(イ)+(ロ)+(ハ)+(ニ)	(イ)+(ロ)	(ホ)+(ヘ)	(ト)							(ロ)+(オ)+(ト)							
摘要																			
昭和 年 月 日認定										担当社会福祉主事									

(裏)

氏名	続柄		年齢	住所		職業	扶養能力								
			才												
折衝経過								家庭裁判所への提訴							
本人福祉事務所所長援助の状況															
住居	区別	1、自家(地代)		2、借家(家賃)		3、アパート( )		4、借間(間代)		5、同居( )		6、施設( )			
	水道及び電燈	(水道)有 共同 無(井戸)有 共同 無		(電燈)W 個 W 個		(その他)									
衛生	家屋状況	1、建物構造(造 葺平 階)		2、建坪( )		3、延坪( )		4、総室数( )		5、使用室数( )		6、総畳数( )			
	衛生	7、使用畳数( )		8、使用坪数( )		9、腐朽度( )		10、間貸状況(可、否、然否)							
居住適否		1、採光( )		2、換気( )		3、湿度( )									
資産状況	(記事)				(処分の可否及び見積額)										
負債状況	(記事)				(返済について)										
保護指導上特に注意すべき事項															
調査月日 昭和 年 月 日 担当社会福祉主事															

収入認定表									
世帯番号		住所							
種類	世帯員名	収入種類	収入月額	収入を得るための経費			差引純収入月額		
				種類	金額	特別小計			
		申立認定		円	円	円	円	円	
定期収入									
臨時収入									
月額合計			申立認定	円	円	円	円	円	
摘要									
昭和 年 月 日認定 担当社会福祉主事									

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 一三

月分保護決定調書									
世帯番号		世帯主氏名							
種類	世帯員名	収入種類	収入月額	扶 助			容 計	摘 要	
				生活	住宅	教育			
		申立認定		円	円	円	円	円	
所要金額									
収入充当額									
扶 助 額									
市町村分									
昭和 年 月 日認定 担当社会福祉主事									

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 一三

(表) 様式第6号

給付状況明細書

世帯番号	世帯主 番号	世帯人員	居宅 收容の別
	住所	人	居宅 人收容 人

生活・住宅・教育扶助

支給 月別	支給月日	人員	生活 扶助	人員	住宅 扶助	人員	教育 扶助	人員	計	摘要
月	月 日	人	円	人	円	人	円	人	円	

月	月 日									
合	計									

生業・葬祭扶助

支給 月別	支給月日	扶助種別	人員	扶助額	摘要(施設收容先、期間及 び現物購入額)
月	月 日		人	円	

月	月 日									
合	計									

様式第5号

保護世帯指導票

世帯番号	世帯主氏名	住 所	担当社会福祉主事

指導方針	昭和 年 月 日決定
------	------------

更生計画	
------	--

特記事項	
------	--

取扱月日	取扱事項	相談 指導 調査 観察概要
月 日		

--	--	--

--	--	--

--	--	--

--	--	--

月 日		
-----	--	--

(裏面使用、裏面は取扱事項のみ)



(表) 様式第7号

受付面接記録簿

受付第	号	受付昭和	年月日	面接者				
申請者氏名		住所	要保護者との関係					
要保護世帯主氏名		住所	居住始期					
生年月日	年月日	前住地	居住始期					
職業		本籍						
世帯状況	氏名	年令	続柄	性別	健否	學歷	職業	摘要
		才	世帯主	男女				
相談事項	1	生活扶助	2	教育扶助	3	住宅扶助	保護経歴	
	4	医療扶助	5	出産扶助	6	生業扶助		
相談内容	7	葬祭扶助	8	扶助費増額	9	就職		
	10	児童関係	11	身体障害関係	12	その他		
相談内容	1 社会歴							
	2 生活困難の理由							

(裏)

医療・出産扶助

支給月別	(医療助) 券番号	指定機関名	居の別	診	療	費	摘要
月				支払月日	社会保険	自己負担	支払金額
月				月日	円	円	円
合計							
保護費総額	支給月別	支給月日	支給金額	摘要			
	月	月日	円				
合計							

(裏)

3 生活保持の方法  
収入状況(勤労者氏名 勤務先及び所在地 労働方法 収入額)

資産状況

支出状況

4 扶養義務者(氏名 住所 職業 家族構成 扶養能力)

5 親族及び縁故者(氏名 住所 職業 家族構成 援助能力)

6 負債の状況

面接者所見及び備考

1	相談のみ		
2	申請手続	月	日
3	担当員連絡	月	日
4	調査依頼	月	日
5	照会	月	日
6	決定事項	月	日
7	決定通知	月	日
8	保護開始	月	日

措置状況

(表裏使用)

保護申請受理簿

様式第8号

申請受理番号	申請受理日	世帯主氏名	世帯人員	住所	新居申請した日の別保護種類	要日決定月	保護開始日	決定通知日	世帯番号	却下番号	摘要
月 日	月 日					月 日	月 日	月 日			

様式第9号

保護世帯索引簿						
世帯番号	住 所	世帯主氏名	申請受理日 月 日	保護種別	停 廢 止 日 月 日	摘要
			月 日		月 日	
			月 日		月 日	

(表裏使用)

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 二〇

(表裏使用)

初 診 券 交 付 処 理 簿										
初診券番号	交付月日 月 日	世帯主氏名	受診者氏名	年 令	住 所	受診機関名	所在地	受領者氏名	受領者氏名 受領者印	初診料 交付月日 月 日
	月 日									月 日

様式第10号

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 二一

00141

様式第11号

医療券交付処理簿

(表裏使用)

医療券号	交付月日	交付回数	世帯番号	単、併	別	受療者名	年令	受機	療名	所在地	居、收	別	受領者名	受領印	交付月日	審本	支払月日
	月 日														月 日		月 日

00142

様式第12号

助産券交付処理簿

(表裏使用)

助産券号	交付月日	世帯番号	単、併	別	受給者名	年令	助機	産名	所在地	受領者名	受領印	交付月日	扶助額
	月 日											月 日	

(表裏使用)

交付月日	交付回数	世帯番号	氏名	受領者名	受領印	交付月日	解決額	支払月日
月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日

薬剤券交付処理簿

様式第13号

様式第14号

申請番号 保護(変更)申請書

昭和 年 月 日 (住所又は居所)  
 (本人との関係)  
 (氏 名) (印)

福祉事務所長 殿  
地方事務所

生活保護法による保護を受けたく、又は受けさせたいので、同法に規定する諸義務を守ると共に、下記記載事項に虚偽があつて、これにより同法による保護を受けた場合には、罰則の適用があることを承知して、書類添付のうえ申請致します。

記

世帯構成員	住所	氏名		続柄	生年月日・年令	性別	職業	受ける保護の種類	保護経歴
		世帯主	年月日才					生活教育住宅医療出生葬	1,2,3, 受現在受けたことがある
			年月日才						

申請理由  
 資産状況

収入申告(前月一箇月間)		無収入申告	
収入	収入を得る為の必要経費	無収入になつた理由	
俸給、給料		1 失業 2 営業失敗 3 稼働者の死亡	
売上金		4 資産の消費 5 子供養育のため就業不能	
料 金		6 病気 7 不具 8 廃疾	
農業収入		9 老衰 10 幼者 11 災害	
計 (イ)	計 (ロ)	収入を得るための努力	
差引収益 (イ)-(ロ)	差引損失 (ロ)-(イ)	1 公共職業安定所に求職申込	
営業種別と	の状況	2 援産所に就労申込	
		3 職業補導所に入所申込	
		4	

世帯番号 在職及び給与証明書

第 号 昭和 年 月 日

(職場名称)

(所在地)

(勤務先責任者) ㊦

福祉事務所  
地方事務所

殿

下記の通り証明します。虚偽の証明をした場合は生活保護法第八十五條の規定により処罰を受けても異存ありません。

記

氏名		職務名及び内 職容
生年月日	昭和 年 月 日生	才
居住地		

月分給与額	基本給	円	控除額	所得税	円
	日給(日分)			健康保険	
	家族手当			厚生年金保険	
	手当			組合費	
	小計(イ)	円			
現品給与	品目	時 価	額		
	小計(ロ)	円			
差引支給額			摘要		
(イ)+(ロ)-(イ)		円			
前二箇月の支給状況	月分	円			
	月分	円			

申請番号 葬祭扶助申請書

昭和 年 月 日

申請者 (住所  
本人との関係  
氏名) ㊦

福祉事務所  
地方事務所

殿

下記の者が死亡致しましたが他に葬祭を行う扶養義務者がないので代つて葬祭を行いたく葬祭扶助を申請致します。なお下記の記載事項に虚偽はありません。

記

死亡者	氏名	年齢性別	才男女	死亡前職業
	生年月日及び死亡年月日	年 月 日生	昭和 年 月 日	死亡 社会保険加入状況
	住所又は居所			

遺留金品及び資産の状況

処分見積額

死亡者の保護経歴 1 受けたことがない、2 受けたことがある、3 死亡時受けていた、4 死亡時受けていた保護の種類

死亡原因又は傷病名

葬祭所要金額	自己負担額	差引希望金額
円	円	円

世帯番号 生業計画書

世帯主氏名 住所

1 生業の中心となるもの

氏名

世帯主との続柄

生年月日

年 月 日生

2 計画した事業名又は技能習得種別

3 生業を行う場所

4 事業の具体的な内容とその方法

5 生業に要する金額（技能習得にあつては月額及びその期間をも併記のこと）  
品目並びに用途明細（見積書その他所要書類を添付のこと）

6 将来の見込  
イ 生業の目的の達成されるまでの見込期間  
ロ 生業の目的の達成されたときの収入見込

(1) 収入見込額	(1) の内 区 分	内 訳 金 額	(ロ) の内 区 分	内 訳 金 額
(ロ) 収入を得るための必要経費		円		円
(ハ) 差引収入見込額 (1)-(ロ)				
(ニ) 現在の収入				
(ホ) 収入増加見込額 (ハ)-(ニ)		円		円

世帯番号 求職証明書

第 号 昭和 年 月 日

公共職業安定所長

福祉事務所  
地方事務所

殿

下記の通り証明します。

記

氏名 居住地

求職に関する事項

日備に関する事項

求職受付日	昭和 年 月 日	登録受付日	昭和 年 月 日		
受付番号		受付番号			
希望職種		前二箇月の状況	就労日数及び収入金額	日	円
前職			失業保険	日	円
失業保険	保険番号		計		円
	給付月額		就労日数及び収入金額	日	円
摘			失業保険	日	円
			計		円
要			本月就労予定日数		日
			本月収入見積額		円
要			摘		
			要		

様式第20号

様式第19号

世帯番号 保護(申請却下) 廃止停止 通知書

世帯番号 保護(開始) 変更 決定 通知書

第 号 昭和 年 月 日

第 号 昭和 年 月 日

福祉事務所  
地方事務所

福祉事務所  
地方事務所

(申請者 住所  
世帯主 氏名 殿

(申請者 住所  
世帯主 氏名 殿

昭和 年 月 日申請せられた保護については昭和 年 月 日次の通り(申請却下、廃止、停止)することに決定しましたので通知致します。

昭和 年 月 日申請せられた保護については昭和 年 月 日次の通り(開始、変更)することに決定しましたので通知致します。

記

記

1 保護の種類

1 保護の種類

2 決定された理由

2 保護の程度

3 保護の方法

4 開始(変更)の月日 昭和 年 月 日

5 決定された理由

3 決定が14日を経過した理由

6 決定が14日を経過した理由

◎この決定に不服のあるときは決定の日から30日以内に(地方事務所、福祉事務所)經由知事に不服申立が出来ます。

◎この決定に不服のあるときは決定の日から30日以内に(地方事務所、福祉事務所)經由知事に不服申立が出来ます。



様式第21号

調査依頼書

第 号 昭和 年 月 日

福祉事務所長  
地方事務所

㊞

(住所)

(職氏名)

殿

下記の者は生活に困窮し生活保護法による保護を受けなければ  
ならない事柄にありますが保護実施のために下記の諸事項につ  
いて承知致したいので調査のうえ至急御回答お願い致します。

記

被 要	保護者	居住地 現住	
世帯構成員	続柄	年令	記 事
	世帯主	才	

照  
会  
事  
項

(此の半面複寫用紙を別に作る)

(秘)

昭和 年 月 日

(住所)

(職氏名)

㊞

福祉事務所長  
地方事務所

殿

被  
要 保護者の調査について

昭和 年 月 日付第 号をもつて照会され  
た標記について下記の通り回答致します。

記

(切  
取  
線)

様式第22号

收容委託書

第 号 昭和 年 月 日

福祉事務所長  
地方事務所

㊟

(施設所在地)

殿

下記の者を生活保護法により貴所(院)に收容保護の委託を致しますからよろしくお願い致します、

記

氏名	年 月 日生 男女
世帯主名 氏名	才 男女 本人との続柄
居住地	
本籍	
職業	教育
特殊技能	労務程度
保護種類	保護開始 年月日 昭和 年 月 日

摘

要

備

考

委託を受諾できる場合にも、できない場合にも添付書類によつて御回答下さい。

(この半面複寫用紙を別に作る)

收容保護(不能)通知書

昭和 年 月 日  
(施設所在地)

(施設名)

(代表者名名) ㊟

福祉事務所長  
地方事務所

殿

昭和 年 月 日付第 号をもつて收容保護の委託を受けました下記の者については收容(可能、不可能)でありますから通知致します。

記

被保護者名 氏名	年 月 日生 才男女
收容 年月日	昭和 年 月 日
收容不能 事由	
收容受付簿 登録年月日	昭和 年 月 日
收容可能見 込年月日	昭和 年 月 日頃

摘

要

(切取線)



様式第24号

(患者用) 生活保護法初診券		交付番号	
(患者の氏名)		才	男女
(住所)			
傷病名	安静度		
病状	禁止事項		
医療費概要	要治療日数	日間	金額 円
	入院治療を	要する	要しない
	手術を要すれば	点数	点 金額 円
	社会保険加入状況		
	参考事項		
診断年月日 昭和 年 月 日			
医療機関 所在地 氏名	(所在地) (医 師 齒科 醫師 施 術 者 機 関 代 表 者 氏名)	Ⓧ	
昭和 年 月 日発行 福祉事務所長 地方事務所 Ⓧ			
◎注意			
1 この券を医師に出して診断を受け記入してもらつて下さい。			
2 この「患者用」を(福祉事務所、地方事務所、町村役場)に提出して下さい。			
3 発行者の印のないものは無効です。			
◎備考			
医療費の概算額は診療機関所在地が国民健康保険を実施している場合は国民健康保険の診療報酬額により又実施していないときは健康保険の診療報酬額によること。			

福祉事務所長印 (切取線)

(医師用) 生活保護法初診券		交付番号	
(患者の氏名)		才	男女
(住所)			
傷病名	安静度		
病状	禁止事項		
医療費概要	要治療日数	日間	金額 円
	入院治療を	要する	要しない
	手術を要すれば	点数	点 金額 円
	社会保険加入状況		
	参考事項		
診断年月日 昭和 年 月 日			
医療機関 所在地 氏名	(所在地) (医 師 齒科 醫師 施 術 者 機 関 代 表 者 氏名)	Ⓧ	
昭和 年 月 日発行 福祉事務所長 地方事務所 Ⓧ			
◎注意			
1 この券はお手許に保存しておいて下さい。			
2 診断のための検査は診断当日判明記入し得る範囲にして下さい。			
3 医療費の概算額は診療機関所在地が国民健康保険を実施している場合は国民健康保険の診療報酬額により又実施していないときは健康保険の診療報酬額によること。			
4 発行者の印のないものは無効です。			

様式第26号

様式第25号

生活保護法助産券

生活保護法医療券

世帯番号	交付番号	交付年月日
第 号	第 号	昭和 年 月 日

世帯番号	交付番号	交付回数	交付年月日
第 号	第 号	第 回	昭和 年 月 日

被保護者	住所		
	氏名	年 月 日生 才	
	職業	世帯主との続柄	男女

受療者	住所		
	氏名	年 月 日生 才	
	職業	世帯主との続柄	男女

世帯主	住所		
	氏名	年 月 日生	職業

世帯主	住所		
	氏名	年 月 日生	職業

一部自己負担額	円	併給、単給	社会保険加入状況
助産婦氏名		住所	

社会保険の種類及び負担割合		併給	居室	有効期間 自昭和年月日
一部患者負担額	円	単給	入院	至昭和年月日

鳥取県 福祉事務所長 地方事務所 ㊟

医療機関名 医療機関所在地

取扱月日	取 扱 事 項	注 意 事 項
------	---------	---------

鳥取県 福祉事務所長 地方事務所 ㊟

月 日		受給者印	1 2 3 4
月 日			

- 記載上注意
- 「交付回数」は同一の傷病につき受療者に医療券を交付した回数を記入すること。
  - 「一部患者負担額」は何円と記入すること。
  - 「男、女」欄「併給、単給」欄「居室、入院」欄は該当のものを○で囲むこと。
  - 「有効期間」は交付の月とし、月をまたがらぬようにすること。月を越す場合は改めて発行すること。
  - 入院、居室に異動があつたときは改めて発行すること。

取を異連※發  
扱そ常絡印行  
事の分すの者  
項都婉の項の  
欄度このに印  
に正場合には  
は確に。記不  
往記には入い  
診入直しもの  
、入のちない  
、沐のこは無  
浴、と効。  
介。と  
助、該保護機  
、当該関に  
等、

月 日			
合計金額	円	差引請求金額	円
自己負担額	円	※支払決定額	円
(助産婦住所氏名)			㊟

保護申請に対する意見具申書

第 号 昭和 年 月 日

町長  
村

㊤

福祉事務所長  
地方事務所

殿

町に居住するが生活保護法による保護を申請しました  
当村に現住するので保護申請書及び添付書類を送付すると共に下記の通り参考意見を具申致します。

記

1 保護申請世帯について

- イ、課税状況
- ロ、社会保険加入状況
- ハ、資産、職業及び収入状況
- ニ、生活程度
- ホ、居住始期及び前住地
- ヘ、社会歴

2 扶養義務者、親属、縁故者について

- イ、住所、氏名、家族人員
- ロ、資産、職業及び収入状況
- ハ、生活程度
- ニ、扶養又は援助能力

3 その他参考事項

生活保護法薬剤券

世帯番号	交付番号	交付回数	交 付 年 月 日
第 号	第 号	第 回	昭和 年 月 日
受療者	住 所		
	氏 名	年 月 日 生 才	
	職 業	世帯主との続柄	男 女
世帯主	住 所		
	氏 名	年 月 日 生	職 業
一部患者負担	金額 円	併給・単給	有効期間 自昭和年月日至昭和年月日
傷病名		安 静 度	
診断医療機関名		禁 止 事 項	
薬剤師氏名		所 在 地	
		住 所	

鳥取県 福祉事務所長  
地方事務所 ㊤

記載上注意

- 1 交付回数は同一の傷病につき薬剤券を交付した回数を記入すること。
- 2 一部患者負担額は何円と記入すること。
- 3 男女欄、併給、単給欄は該当のものを○で囲むこと。
- 4 傷病名欄、安静度欄、禁止事項欄、診断医療機関名欄は初診券によつて記入のこと。
- 5 有効期間は交付月内としもし月を越す場合は更めて発行すること。

処 方 事 項		注 意 事 項	
処方月日	種 別	用 量	調剤薬価受給者印
月 日			円
月 日			
合計金額	円	差引請求金額	円
自己負担額	円	※支払決定額	円

(薬剤師住所氏名) ㊤

1 2  
その記給印者  
所の毎てこ入者さの  
定都月翌としにせ印  
事度分月。なそのの  
項記の十3いのこ  
は入請日。こ都とい  
正の求ま※と度。も  
確と書で印。確。5の  
明とはにの4実。は  
際。一提項に発無  
に 括出は受療行効

(裏)

保護の状況

開始変更 廃止区分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助	
	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額
開始	年月日	円	年月日	円	年月日	円
変更	年月日		年月日		年月日	
廃止	年月日		年月日		年月日	
医療扶助	氏名	入院外 來の別	開始年月日	廃止年月日	備考	
		入・外	年月日	年月日		
出産扶助	氏名	扶助年月日	備考			
		年月日				
生業扶助	氏名	生業資金 技能習得の別	開始年月日	廃止年月日	備考	
			年月日	年月日		
葬祭扶助	氏名	扶助年月日	備考			
		年月日				
		年月日				

(表)

様式第29号

被保護世帯名簿

世帯 番号	地区	本籍地				
世帯主氏名		現住所				
世帯構成						
人員	氏名	続柄	生年月日	年令	性別	備考
1		世帯主	年 月 日			
		明大昭				
10			年 月 日			
		明大昭				
摘						
要						

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 四七

(表) 様式第31号

月分保護費支給状況報告書

昭和 年 月 日

町長 村 (印)

地方事務所長 殿

昭和 年 月分生活保護法による保護費の支給状況は下記の通りでありましたので保護金品支給通知書 枚添付のうえ報告致します。

記 支給状況

(1) 受領並びに支給総額

金券受領月日	受領総額	支給総額	差引残額
月 日	円	円	円

(2) 支給内訳

世帯番号	世帯主氏名	支給金額	支給月・日
		円	月 日

月 日

様式第30号

被保護者状況変動報告書

第 号 昭和 年 月 日

町長 村 (印)

福祉事務所長 地方事務所 殿

当村における被保護世帯について下記事項に変動がありましたから報告致します。

記

被保護世帯番号 第 号 世帯主氏名

収入の変動	イ 変動のあつた月日 昭和 年 月 日
	ロ 変動後支出額
	ハ 変動のあつた原因

支出の変動	イ 変動のあつた月日 昭和 年 月 日
	ロ 変動後の支出額
	ハ 変動のあつた原因

その他の生計の変動

居住地の異動(異動先)

世帯構成員の異動

発病、退院、治癒

その他の異動

記載注意 変動のあつた事実を発見した場合に知り得た範囲を記入のこと。

鳥取縣公報 号 外 昭和二十六年十一月二十四日 (第三種郵便物認可) 四六



様式第32号

発第 号

昭和 年 月 日

市 町 村 長  
福祉法人の代表者氏名 印

鳥取県知事 殿

保護施設設置認可申請書

生活保護法による保護施設を別紙事業計画書によつて設置いたしたい  
ので認可下さるよう申請いたします。

(別紙)

保護施設設備計画書

- 1 施設の名称及び位置
- 2 設置主体及び経営主体の名称  
(法人の場合は名称及び代表者の住所氏名)
- (2の1資産状況 別紙第 号の通り)
- (2の2寄付行爲 定款その他基本約款別紙第 号の通り)
- 3 施設の種類(生活保護法第三十八條の規定による施設の種類)
- 4 創設(改造、拡張、修理)の必要理由
- 5 事業内容(投産施設にあつては原材料の入手加工販売等詳細に記入す  
ること)
- 6 施設の利用見込  
(1) 創設の場合

利用見込人員 被保護者	その 計	利用 率	施設の利用を必要とする被保護者の数			計	建物の 耐用 年数	備考
			施設所在地 市	隣 町	接 村			

(裏)

世帯番号	世帯主氏名	支給金額	交付月日
		円	月 日

月	日

摘要欄

備考 摘要欄には差引残額の生じた理由その他特記事項を記入のこと

設置者負担金 円  
 その他の収入 円  
 計 円

9 工事竣工及び事業開始の年月日

工事竣工 昭和 年 月 日

事業開始 昭和 年 月 日

10 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の名及び経歴

職名	氏名	生年月日	経歴

11 経理の方針 (具体的に詳記すること)

調製上の注意

この申請書には下記の書類を添付すること。

- (イ) 施設を設置する市町村がその区域外に保護施設を設置する場合はその施設を設置しようとする区域の市町村の同意書
- 社会福祉法人が保護施設を設置する場合はその施設を設置しようとする区域の市町村の意見書
- (ロ) 生活保護法第四十六條の規定による管理規程
- (ハ) 収容者名簿

(2) 既存保護施設の場合

利用見込人員	利用率	施設の利用を必要とする被保護者の数				計	施設の建物を経過年数	耐用年数	備考
		施設所在地	隣接市町村	市	町				
被保護者									
その他									
計									

(註) ( ) 内には現在の状況を記入すること。

7 施設の規模構造

- (1) 敷地面積及びその他の保護施設の用に供する土地面積
  - (イ) 敷地面積 坪
  - (ロ) その他保護施設の用に供する面積 坪
- (2) 建坪及び延坪
  - (イ) 建坪 坪
  - (ロ) 延坪 坪
- (3) 構造 (設計図及び仕様書)
  - 設計図 別紙の通り
  - 仕様書 別紙の通り

(註) 設計図は(イ)配置図(ロ)各階平面図 (各部の用途柱窓出入口階段及び方位を明示し主要部位の寸法を記入すること) (ハ)立面図 (少くとも二方面よりの立面図とすること) (ニ)構造上緊要と認められる部分の詳細図を各種別毎に作成すること。

- 8 (1) 施設の設備費 建坪単価 円
  - (イ) 工事費 (買収費を含む) 円別紙仕訳書の通り
  - (ロ) 初度調弁費 円別紙仕訳書の通り
  - 計 円
- (2) 財源内訳
  - 国庫負担 (補助) 金 円
  - 県費負担 (補助) 金 円

00171

様式第33号

発 第 号

保 護 施 設 変 更 届 書

昭和 年 月 日

市町村長

国

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日付受厚第 号をもって設置認可になった  
届出します。

施設を下記のように変更したので

記

- 1 保護施設の名称及び種類
  - 2 建物その他設備の規模及び構造
  - 3 事業種別
  - 4 取扱定員
  - 5 事業開始の予定年月日
  - 6 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
  - 7 経理の方針
- 調整上の注意
- 1 変更しようとする項目についてのみ旧計画及び新計画を併記すること。

00172

様式第34号

発 第 号

保 護 施 設 変 更 認 可 申 請 書

昭和 年 月 日

法人の名称及び代表者氏名

国

鳥取県知事

殿

昭和 年 月 日受厚第 号をもって設置認可を受けた  
で認可下さるよう申請します。

施設を下記のように変更致したいの

記

- 1 保護施設の名称及び種類
  - 2 寄付行為、定款その他の基本約款
  - 3 建物その他の設備の規模及び構造
  - 4 事業種別
  - 5 取扱定員
  - 6 事業開始の予定年月日
  - 7 経営の責任者及び保護の実務に当る幹部職員の氏名及び経歴
  - 8 経理の方針
- 調整上の注意
- 1 変更しようとする項目についてのみ旧計画及び新計画を併記すること。

保護施設事業開始届書

昭和 年 月 日

市 町 村 長  
(法人の名称及び代表者氏名) 印

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日付受厚第 号をもつて設置認可をうけた  
施設の事業開始を昭和 年 月 日より致しましたので生活保護法施行細則第十五條の規定により下記関係書類  
を添えて届け出ます。

記

- 1 収容者及び利用者状況調書
- 2 保護施設台帳
- 3 保護施設管理規程

保護施設収容者及び利用者状況調査

氏名	年令 (満)	性別	扶養義務者の 住所氏名	入所年月日	備考
	才			年 月 日	

年 月 日

調製上の注意

- 1 宿所提供施設については収容する家族構成人員を備考欄に明記する。
- 2 収容及び利用する被保護者の主なる収容理由を備考欄に明記する。

保護施設台帳

名称及び種類 (施設)	所在地 ( 駅 )	設置 主体	名称 (電話番号)	事業 の内容
名称及び種類 (施設)	所在地 ( 駅 )	設置 主体	名称 (電話番号)	事業 の内容
認可年月日	創設年月日	事業開始年月日	職 員	職 員
設備費の総額 及びその財源	年度別 創設、改修、 拡張、修理 の別	総 額	財 源	の内 訳
建物及び敷地	建物の構造 規模 (建物の配置図 別紙の通り)	延建坪 坪所有 借 用 円	の 内 訳	の内 訳
取 扱 定 員	医療施設 保護施設 その他 の施設	延建坪 坪所有 借 用 円	の 内 訳	の内 訳
備 付 帳 簿	帳簿名 帳簿名 帳簿名	延建坪 坪所有 借 用 円	の 内 訳	の内 訳

様式第38号

保護施設 月分保護実施状況報告書

昭和 年 月 日

市 町 村 長 (法人の名称及び代表者氏名)

鳥取県知事 殿

(養老、救護、厚生施設)

区 分	実人員		延人員		收容日数		保 護 費 支 出 額							備 考	
	月 間 取 扱 数	累 計	月 間 取 扱 数	累 計	日 数	累 計	飲 食 費	被 服 費	保 衛 費	健 光 費	熱 費	雑 費	計		
男															
女															
計															

(授産施設)

区 分	実人員		就労日数		賃 金			賃金支払方法		備 考		
	月 間 取 扱 数	累 計	日 数	累 計	最 高 賃 金	最 低 賃 金	平 均 賃 金	支 払 総 額	時 間 制		出 來 高	固 定 給
男												
女												
計												

(医療保護施設)

区 分	実人員		延人員		收容日数		実人員の内訳			医療点数		医療請求金額		備 考
	月 間 取 扱 数	累 計	月 間 取 扱 数	累 計	日 数	累 計	新 患	旧 患	計	医 療 点 数	累 計	金 額	累 計	
入院														
外来														
計														

措置結果報告書

昭和 年 月 日

市 町 村 長  
(法人の名称及び代表者氏名)

㊟

鳥取県知事 殿

昭和 年 月 日付発厚第 号をもつて 施設の

設備について改善を命ぜられた件に関して次の通り改善措置を講じ  
運営

たので報告致します。

記

設備の改善措置の結果について

運営の改善措置の結果について

(宿所提供施設)

世帯				人員				備考
実世帯数	延世帯数	延收容日数	実人員数	延人員数				
累計	累計	累計	累計	累計	累計	累計		
戸	戸	日	人	人	人	人		

保護施設收容被保護者状況変更届書

昭和 年 月 日

保護施設長

地方事務所  
市 町 村 長

殿

貴下より收容委託になつている被保護者について下記のように保護の(変更、停止、廃止)を必要とする事由が生じたのでお届け致します。

記

保護の変更を必要とするもの		現に行つている	保護の変更、停止、廃止を必要とする事由
氏名	住所	保護の状況	
才			

- 調製上の注意
- 1 本表の市町村長とは社会福祉事業法第13條の規定により福祉事務所を設置している市町村をいう。
  - 2 本表は保護の実施機関が保護の決定に重要な資料となるものであるため保護の変更、停止、廃止を必要とする事由は具体的に数字を加えて明細に記入すること。

廃止業務縮少報告(通知)書

昭和 年 月 日

鳥取県知事  
(市町村長)

殿

私の所管する保護施設を下記のように事業を縮少したので生活保護法施行規則第七條(第八條)の規定により報告(通知)致します。

- 1 保護施設の名称
- 2 位置
- 3 廃止業務縮少の理由
- 4 廃止業務縮少の年月日
- 5 收容被保護者の処置について
- 6 財産処分の方法について

調製上の注意  
1 ( )内は生活保護法施行規則第八條の区域外に設置した保護施設を廃止又は休止した場合の要領を示すものであること。尚この場合財産処分の方法については省略してよいこと。